

1. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 活動報告（2019年度）

2019年3月19日から4月8日まで

地域支援心理研究センター使用細則第5条(7)により、センター閉館

2019年5月17日

佐賀県立小城高等学校 キャリア教育研修会

「キャリア・カウンセリングの視点を取り入れた指導・支援について」

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：佐賀県立小城高等学校

2019年5月28日

高石市立加茂幼稚園 園内研修

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

内 容：課題のある子どもの理解と対応（指導・助言）

2019年5月31日

警察庁長官官房給与厚生課「全国カウンセリング（上級）専科」にて講義

講 師：地域支援心理研究センター所員

櫻井 鼓（追手門学院大学心理学部准教授）

内 容：「サイコロジカル・ファーストエイド」

場 所：関東管区警察学校

主 催：警察庁長官官房給与厚生課

2019年6月1日

21世紀研究所セミナー 第3回 オープンダイアログセミナー

講 師：地域支援心理研究センター所員

永野 浩二（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：アンティシペーション・ダイアログ：

ロールプレイを通して学ぶダイアログの可能性 ―

場 所：福岡大学 臨床心理センター 201教室

2019年6月7日

兵庫県教育委員会 特別活動を要としたキャリア教育充実事業第3回連絡協議会

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

内容：児童生徒一人ひとりのキャリア発達を促すキャリア・カウンセリングの活用

（講話・助言）

場所：兵庫県立ひょうご女性交流館

2019年6月14日

東大阪市教育委員会 教頭・主任教諭人権教育研修

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

内容：コミュニケーションで育む教職員の主体性・関係性

場所：東大阪市立勤労市民センター ユトリート東大阪

2019年6月20日

第1回高槻市自殺未遂者支援事業事例検討会スーパーヴァイザー

講師：地域支援心理研究センター長

溝部 宏二（追手門学院大学心理学部教授）

場所：高槻保健所

2019年6月27日

独立行政法人教職員支援機構 令和元年度キャリア教育指導者養成研修（第1回）

キャリアカウンセリングの基盤としてのコミュニケーションスキルの向上（研究協議）

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場所：パレブラン高志会館

2019年7月1日から7月26日まで

「無料発達相談会」開催

場所：追手門学院大学 地域支援心理研究センター

対象：3歳児～中学校3年生（先着3組）

主催：追手門学院大学 地域支援心理研究センター

後援：茨木市、茨木市教育委員会

2019年7月5日

茨木市教育センター キャリア教育研修「子どものキャリア発達を促すキャリア教育について
／キャリア・パスポートの活用について」

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場所：茨木市教育センター

2019年7月12日

三田西陵高等学校 3年生対象講演会

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：心のカラクリを探究する ～ピンチをチャンスに変える心理学

場所：兵庫県立三田西陵高等学校体育館

2019年7月19日

一般社団法人大阪市私立保育連盟 第2回子育て支援研修会

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：対人援助について～カウンセリングマインドを学ぶ

場所：大阪市立天王寺区民センター

2019年7月19日から7月26日まで

神戸市児童養護施設連盟 職員部会1泊研修会にて講演

講師：地域支援心理研究センター所員

益田 啓裕（追手門学院大学心理学部講師）

テーマ：児童養護施設における ソーシャルペタゴジーの実践

場所：シーパル須磨

2019年7月23日

布施警察署「布施被害者支援協議会」・「布施警察署員教養」にて講演

講師：地域支援心理研究センター所員

櫻井 鼓（追手門学院大学心理学部准教授）

内容：「性犯罪被害者への支援」・「被害者支援と代理受傷」

場所：布施警察署

主催：布施警察署

2019年7月30日

甲子園大学 キャリア支援研修会

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：これからの大学と教職員に求められるキャリア支援について

場所：甲子園大学

2019年8月1日

高石市教育委員会 子ども理解のための研修会（講演とワークショップ）

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：多様化した社会を生きる子どもたちとの向き合い方

場所：高石市役所

2019年8月5日

奈良市教育センター 中堅教諭等資質向上研修「キャリア教育」

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場所：奈良市教育センター

2019年8月5日・8月7日

追手門学院大学 教員免許更新講習

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：・子どもの生活の変化を踏まえた課題（カウンセリングマインドを含む）

ー児童生徒の発達を支援するかかわり（1コマ）

・新学習指導要領に応じたキャリア教育の実践のために（4コマ）

場所：追手門学院大学総持寺キャンパス

2019年8月11日から8月18日まで

地域支援心理研究センター使用細則第5条(4)により、センター閉館

2019年8月23日

京都市立七条第三小学校 キャリア教育研修

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：子どものキャリア発達を促すキャリア教育&キャリア・パスポートの活用

場所：京都市立七条第三小学校

2019年8月24日

コネクションズおおさか「親ゼミ」

こどもが抱える悩みや不安にどう向き合うかー親子のコミュニケーション講座

講師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場所：大阪府立江之子島文化芸術創造センター

2019年8月29日

独立行政法人教職員支援機構 令和元年度キャリア教育指導者養成研修（第2回）
「キャリアカウンセリングの基盤としてのコミュニケーションスキルの向上」（研究協議）
講 師：地域支援心理研究センター所員
三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）
場 所：パレブラン高志会館

2019年9月2日

第2回高槻市自殺未遂者支援事業事例検討会スーパーヴァイザー
講 師：地域支援心理研究センター長
溝部 宏二（追手門学院大学心理学部教授）
場 所：高槻保健所

2019年9月6日

一般社団法人大阪市私立保育連盟 第3回子育て支援研修会「対人援助の技術を学ぶ①」
講 師：地域支援心理研究センター所員
三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）
場 所：大阪市立中央区民センター

2019年9月20日

大阪私学生徒指導連盟 第3回第二支部会議
講 師：地域支援心理研究センター所員
永野 浩二（追手門学院大学心理学部教授）
テーマ：不登校・ひきこもりの支援：「関係の窓」を開くために
場 所：茨木市社会福祉会館

2019年9月21日

日本学校心理士会大阪支部 就学前（乳幼児）教育部会・学校コンサルテーション部会
合同企画研究会「家庭支援について」（話題提供）
講 師：地域支援心理研究センター所員
三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）
場 所：大阪キリスト教短期大学

2019年9月21日

同志社大学赤ちゃん学入門講座—ヒトのはじまりを科学で探る（全10回）
講 師：地域支援心理研究センター所員
竹下 秀子（追手門学院大学心理学部教授）
テーマ：第9回「進化に学ぶ子育て」
場 所：同志社大学東京サテライト・キャンパス セミナー室

2019年10月5日

日本臨床心理士会「第21回被害者支援研修会」にて指定討論者

講 師：地域支援心理研究センター所員

櫻井 鼓（追手門学院大学心理学部准教授）

内 容：「精神分析的な心理療法と被害者支援」

場 所：東京ビッグサイト

主 催：日本臨床心理士会

2019年10月11日

福岡県教育センター

生徒指導・教育相談ミドルリーダー養成講座「カウンセリングの理論と実際」

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：福岡県教育センター

2019年10月18日

茨木市教職員研修

講 師：地域支援心理研究センター所員

永野 浩二（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：ダイアログから学ぶ支援

場 所：クリエイトセンター

2019年10月22日

管理職のための組織マネジメント講座

講 師：地域支援心理研究センター所員

永野 浩二（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：モチベーションの維持と向上

場 所：市町村職員中央研修所

2019年11月8日

茨木市×追手門学院大学コラボ講演会

講 師：地域支援心理研究センター所員

益田 啓裕（追手門学院大学心理学部講師）

テーマ：子どもの心の傷つきとケア

場 所：茨木市立男女共生センターローズWAM ワムホール

2019年11月15日

一般社団法人大阪市私立保育連盟 第4回子育て支援研修会「対人援助の技術を学ぶ②」

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：大阪市立東成区民センター

2019年11月18日

茨木市社会福祉協議会ボランティアセンター 精神保健ボランティア入門講座

講 師：地域支援心理研究センター所員

吉村 晋平（追手門学院大学心理学部准教授）

場 所：茨木市福祉文化会館

主 催：茨木市社会福祉協議会ボランティアセンター

2019年11月19日

島根県キャリア教育研究会にて講演

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：新学習指導要領に応じたキャリア教育の実践

ーキャリアカウンセリングと『キャリア・パスポート』の活用

場 所：くにびきメッセ 国際会議場

2019年11月21日

第4回「サロン・ド・ぷらっと」（家族会）

講 師：地域支援心理研究センター長

溝部 宏二（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：「ひきこもり（不登校）に家族ができること

～『ものミカタ』なるコッ～：医療的視点からのサポート」講演・助言

場 所：吹田夢つながり未来館ゆいぴあ

2019年11月21日

警察庁交通局交通企画課

「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」にて講演

講 師：地域支援心理研究センター所員

櫻井 鼓（追手門学院大学心理学部准教授）

内 容：「子供のトラウマと支援」

場 所：茨城県立県民文化センター

主 催：警察庁交通局交通企画課

2019年11月24日

「令和元年公認心理師現任者講習会」にて講義

講 師：地域支援心理研究センター所員

櫻井 鼓（追手門学院大学心理学部准教授）

内 容：「主な分野に関する制度（司法・犯罪）」

「主な分野に関する課題と事例検討（司法・犯罪）」

場 所：京都文教大学

2019年11月29日

東大阪市教育局 校園長人権教育研修

「コミュニケーションで育む教職員の主体性・関係性」

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：布施駅前市民プラザ

2019年12月5日

名張市立すずらん台小学校 キャリア教育研修

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：すずらん台小学校

2019年12月5日

第3回高槻市自殺未遂者支援事業事例検討会スーパーヴァイザー

講 師：地域支援心理研究センター長

溝部 宏二（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：高槻保健所

2019年12月6日

富山県立富山高等学校 生徒支援研修会

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：生徒の主体性や自己理解を引き出すキャリアカウンセリングを行うため、
教師のコミュニケーションスキルの向上を図る方法について

場 所：富山高等学校

2019年12月13日

社会福祉法人神戸実業学院にて講演

講 師：地域支援心理研究センター所員

益田 啓裕（追手門学院大学心理学部講師）

テーマ：児童福祉施設でソーシャルペタゴジーの概念を活かす

場 所：神戸市立総合福祉センター

2019年12月15日

専門里親対象登録更新研修（堺市委託事業）にて講演

講 師：地域支援心理研究センター所員

益田 啓裕（追手門学院大学心理学部講師）

テーマ：被虐待児の心理面の理解及びケア

場 所：子ども家庭支援センター清心寮「リーフ」

2019年12月15日

21世紀研究所セミナー 第4回 オープンダイアログセミナー

講 師：地域支援心理研究センター所員

永野 浩二（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：オープン・ダイアログ：ロールプレイを通して学ぶダイアログの可能性―

場 所：福岡大学 臨床心理センター 201教室

2019年12月21日・12月22日

日本子ども虐待防止学会第25回学術集会ひょうご大会公募シンポジウムにて

司会（21日のみ）・発表

講 師：地域支援心理研究センター所員

益田 啓裕（追手門学院大学心理学部講師）

テーマ：・施設心理士の「育ち」と「育て」

～社会的養護にかかわる心理職のキャリア発達と人材育成を考える～

・社会的養護の子どもたちとのライフストーリーワーク

―アドボカシーの土台作りを目指して―

場 所：神戸国際会議場・神戸ポートピアホテル

2019年12月28日から2020年1月5日まで

地域支援心理研究センター使用細則第5条(4)により、センター閉館

2020年1月10日

富山県「犯罪被害者等支援研修会」にて講演

講 師：地域支援心理研究センター所員

櫻井 鼓（追手門学院大学心理学部准教授）

内 容：「性犯罪被害者への支援」

場 所：富山県民会館 611会議室

主 催：富山県

2020年1月11日／午前

茨木市立沢池小学校 第2回子育て交流会

「子どものほめ方、叱り方～親子のコミュニケーションを考える」

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：沢池小学校 プレイルーム

2020年1月11日／午後

日本学校心理士会大阪支部 就学前（乳幼児）教育部会・学校コンサルテーション部会
合同企画研究会「幼児期におけるキャリア教育について」（話題提供）

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：大阪キリスト教短期大学

2020年1月14日から2月14日まで

「無料発達相談会」開催

場 所：地域支援心理研究センター

対 象：3歳児～中学校3年生（先着3組）

主 催：追手門学院大学地域支援心理研究センター

後 援：茨木市 茨木市教育委員会

2020年1月17日

伊賀市教育委員会 キャリア教育研修会「キャリア・パスポートについて」

講 師：地域支援心理研究センター所員

三川 俊樹（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：伊賀市教育研究センター

2020年1月24日

高槻保健所 教育機関向け講習会（事例検討会）思春期のこころの健康問題について

にて助言者

講 師：地域支援心理研究センター長

溝部 宏二（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：高槻保健センター

2020年1月25日

第3回日本子ども虐待防止学会おおさかミニ学術集会にて発表

講 師：地域支援心理研究センター所員

益田 啓裕（追手門学院大学心理学部講師）

テーマ：新たな支援の実際 ―困った行動を示す子どもへの支援（福祉現場から）

場 所：阿倍野区民センター

2020年1月26日

日本ソーシャルペダゴジー学会 第4回学術集会にて発表

講 師：地域支援心理研究センター所員

益田 啓裕（追手門学院大学心理学部講師）

テーマ：児童心理治療施設における物理的環境がもたらす影響と工夫について

場 所：甲南大学

2020年2月18日

保育専門職のための赤ちゃん学講座（全10回）

講 師：地域支援心理研究センター所員

竹下 秀子（追手門学院大学心理学部教授）

テーマ：第9回「進化に学ぶ子育て」

場 所：神戸親和女子大学三宮サテライトキャンパス

2020年2月19日

第4回高槻市自殺未遂者支援事業事例検討会スーパーヴァイザー

講 師：地域支援心理研究センター長

溝部 宏二（追手門学院大学心理学部教授）

場 所：高槻保健所

2020年2月29日

「事例検討会」

テーマ：「パニック」や「バクハツ」を主訴に来談された30代女性との心理面接

発表者：森川なつ花（臨床心理士・公認心理師）

テーマ：衝動的な行動によって気持ちを表現する男児のグループ療育

発表者：吉田 健太（臨床心理士・公認心理師）

場 所：追手門学院大学総持寺キャンパスA411教室

2020年3月23日から4月8日まで

地域支援心理研究センター使用細則第5条(7)により、センター閉館

2. 追手門学院大学地域支援心理研究センター規程

〔2004年3月8日制定〕

（趣旨）

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下「大学」という。）に地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）を置き、センターに関する基本的事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、広く地域社会と連携して、社会における心理的諸問題の解決に資する学術的並びに実践的研究を推進し、併せて地域社会における心理的諸問題への具体的対応を支援し、もって本大学における心理学的研究と教育の成果を社会に還元することを目的とする。

（事業）

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会における心理的諸問題とその解決に関する心理学的視点からの学術的並びに実践的研究
- (2) 地域社会における関係諸機関との連携活動、並びに関係諸機関の活動に対する心理学的支援
- (3) 一般の地域住民を対象にする心理臨床活動
- (4) 社会における心理的諸問題に関する諸種の啓発活動
- (5) センターの業務実績及び研究成果の公刊
- (6) 心理学的実践活動に寄与する専門家の養成
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

（附属機関）

第4条 センターに、第2条の目的を達成するために「心の相談室」を置く。

- 2 「心の相談室」は、心理的援助を必要とする地域住民を対象に臨床心理学的援助活動を実践し、併せて心理臨床の専門家を養成する実習訓練を行う。
- 3 「心の相談室」の組織並びに運営については、別に定める。

（研究プロジェクトチーム）

第5条 センターは、第2条の目的を達成するために、研究課題ごとに研究プロジェクトチームを結成する。

- 2 研究プロジェクトチームは、研究課題に応じて研究員及び連携研究員によって構成する。
- 3 研究プロジェクトチームの構成、期間などについては、その都度定める。

(構成員)

第6条 センターは、次の構成員をもって組織する。

- (1) センター長 1名
- (2) センター専任教員 1名
- (3) 所 員 若干名
- (4) 研 究 員 若干名
- (5) 連携研究員 若干名
- (6) 事 務 職 員 1名

2 センターは、研修研究員を置くことができる。

(センター長)

第7条 センター長は、センターの業務全般を統括し、必要に応じて研究員の職務を分担する。

2 センター長は、学長の推薦により常任理事会の議を経て、学長が任命する。ただし、任期は2年とし、再任を妨げない。

3 センター長が年度の途中で任命された場合は、前項の定めにかかわらず、就任した年度の翌年度の4月1日から起算して2年を経過する日までを任期とする。

(副センター長)

第8条 センターに副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター研究員の中からセンター長が推薦し、所員会議を経て学長が任命する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故ある時は、その職務を代行する。

4 副センター長の任期は2年とし、年度の途中で任命された場合は、就任した年度の翌年度の4月1日から起算して2年を経過する日までを任期とする。ただし、再任を妨げない。なお、センター長の任期の終期を超えることができない。

(センター専任教員)

第9条 センター専任教員は、センターの業務全般を担当するとともに、所員の職務を分担する。

(所員)

第10条 所員は、センターの諸活動を分担する。

2 所員は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦により学長が委嘱する。

3 所員の任期は、4月1日から2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で就任する場合は、就任した年度の翌年度の4月1日から起算して2年を経過する日までを任期とする。

(研究員)

第11条 研究員は、専門領域に応じて研究課題を分担する。

2 研究員は、本学心理学科専任教員から学長が委嘱する。

3 研究員には、研究課題に応じて、本学心理学科以外の専任教員並びに他大学の研究者を加えることができる。

4 研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、研究員の任期は、その所属する研究プロジェクトチームの期間とすることができる。

(連携研究員)

第12条 連携研究員は、研究プロジェクトチームに分属し、研究員と連携して研究課題を分担する。

2 連携研究員は、本大学外の連携諸機関から有識者を選び、センター長の推薦に基づいて学長が委嘱する。

3 連携研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その所属する研究プロジェクトチームの期間とすることができる。

(研修研究員)

第13条 研修研究員は、追手門学院大学大学院心理学研究科心理学専攻修了者で研修を希望する者がいるときに置くことができる。

2 研修研究員は、所員の指導・監督のもとに研究課題に参加し、研鑽につとめる。

(事務職員)

第13条 事務職員は、センターの事務全般を処理する。センターの事務職員は心の相談室の事務職員を兼務することができる。

(所員会議)

第15条 センター長は、必要に応じて所員会議を開催する。

(研究成果の公開)

第16条 センターは、研究成果を「追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要」並びに「心の相談室紀要」として毎年度発行する。

2 センターは、研究成果を随時ホームページに掲載してその研究成果を積極的に社会に発信する。

(守秘義務及び倫理)

第17条 センターの業務に関係する者及び関係した者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

2 センターの業務に従事する者及び従事した者は、職務上の倫理を遵守しなければならない。

(事務の所管)

第18条 センターに関する事務は、研究・社会連携課の所管とする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現にセンター長である者は、引き続きセンター長として在任し、任期満了の日までその職務を執行するものとする。

附 則

1 この規程は、2015年3月31日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に所員である者の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、2015年3月31日までとする。

附 則

この規程は、2015年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

3. 追手門学院大学地域支援心理研究センター附属 「心の相談室」 規程

〔2004年3月8日制定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下「大学」という。）地域支援心理研究センター規程（以下「センター」という。）第4条にもとづき、「心の相談室」に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 「心の相談室」は、臨床心理学的援助を要請する地域住民の相談に応じて必要な心理臨床活動を行い、併せて心理臨床に従事する専門家を育成し、もって本大学における臨床心理学的研究と教育の成果を社会に還元することを目的とする。

(事業)

第3条 「心の相談室」は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床心理学的援助を必要とする一般の地域住民を対象とする各種の心理臨床活動、ただし本大学の在学生にかかわる相談は対象としない
- (2) 幼児のプレイセラピーのための「にこにこ教室」の運営
- (3) 本学大学院心理学研究科心理学専攻臨床心理学コース（以下「臨床コース」という。）の学生に対する臨床心理実習、並びにこれに伴うケースカンファレンス、スーパーヴィジョンなどの教育訓練
- (4) センターとの連携による学術的及び実践的研究、並びにその成果の発表
- (5) 「心の相談室紀要」の発行
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(心理臨床技法の種類及び相談料金)

第4条 「心の相談室」の心理臨床技法の種類及び相談料金については、別表のとおりとする。

(構成員)

第5条 「心の相談室」は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 室 長 1名
- (2) センター専任教員 1名
- (3) 相 談 員 若干名
- (4) 非常勤相談員 若干名
- (5) 院生相談員 若干名
- (6) 事 務 職 員 1名

2 「心の相談室」は、研修相談員を置くことができる。

(室長)

第6条 室長は、「心の相談室」の業務全般を統括し、併せて相談員として臨床業務に従事する。

2 室長は、院生相談員の臨床教育に従事し、これを統括する。

3 室長は、臨床コース担当の専任教員で、かつ財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から、センター長の推薦により常任理事会の議を経て、学長が任命する。

4 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることができない。

5 室長が年度の途中で任命された場合は、前項の定めにかかわらず、就任した年度の翌年度の4月1日から起算して2年を経過する日までを任期とする

(センター専任教員)

第7条 センター専任教員は、「心の相談室」の業務全般を担当し、併せて相談員として臨床業務に従事する。

(相談員)

第8条 相談員は、臨床業務に従事するとともに、「心の相談室」の業務全般について室長を補佐する。

2 相談員は、院生相談員の臨床教育に従事する。

3 相談員は、臨床コース担当の専任教員で、かつ有資格者の中から、室長の推薦に基づき学長が委嘱する。ただし、有資格者と同等以上の心理臨床経験を有する者を補助者として加えることができる。

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 センター専任教員の相談員は、第1項及び第2項に加え、相談者の緊急対応にあたる。

(非常勤相談員)

第9条 非常勤相談員は、相談員とともに臨床業務を分担し、併せて院生相談員の臨床教育を補佐する。

2 非常勤相談員は、学外の有資格者若しくはそれと同等以上の者の中から、室長がセンター長に推薦し、センター長の推薦に基づき学長が雇用契約を締結する。

3 非常勤相談員の雇用契約期間は1年とし、必要に応じて毎年更新するものとする。ただし、原則として3年を超えて継続更新することはできない。

(院生相談員)

第10条 院生相談員は、室長、相談員、非常勤相談員の指導・監督のもとに臨床実習に参加し、心理臨床の技法について研鑽する。

2 院生相談員は、臨床コースの学生で室長が認めた者とする。

3 院生相談員の能力・適性について大きな問題が認められた場合は、室長は当該学生の臨床実習への参加を随時差し止めることができる。

(研修相談員)

第11条 研修相談員は、臨床コース修了者で臨床心理士の資格取得を目指す者、ないしはそれと同等以上の学力・経験をもつ学外者で、臨床研修を希望する者がいるときに置くことができる。

(事務職員)

第12条 事務職員は、「心の相談室」の受付並びに事務全般を処理する。

(相談員会議)

第13条 心の相談室の円滑な運営を行うため相談員会議を設ける。

2 相談員会議は、次の事項を審議する。

- (1) 心理臨床業務に関する事項
- (2) 院生相談員の臨床教育に関する事項
- (3) センターとの協力・連携に関する事項
- (4) その他、心の相談室の活動に必要な事項

3 相談員会議は、室長が招集しその議長となる。

4 相談員会議は、室長及び相談員がこれに出席する。

5 相談員会議は、必要に応じて他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 心の相談室の運営の基本的事項に関しては、所員会議に報告しなければならない。

(守秘義務)

第14条 「心の相談室」の業務に関係した者は、心理臨床の対象者について知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務は、「心の相談室」の業務を離れた後も同様とする。

3 その他、倫理に関する事項については、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の規定する「臨床心理士倫理綱領」に従うものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に室長である者は、引き続き室長として在任し、任期満了の日までその職務を執行するものとする。

附 則

この規程は、2015年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正に伴い、追手門学院大学地域支援心理研究センター附属「心の相談室」内規（2004年3月8日制定）は、2019年3月31日をもって廃止する。

別 表

心理臨床技法の種類及び相談料金（第4条関係）

区 分	単 位	料 金
初回面接	1回につき	3,000円
プレイセラピー ※院生相談員が担当する場合	1セッション	2,000円 ※1,000円
プレイセラピー（親子並行面接） ※親子のいずれかを院生相談員が担当する場合	1セッション	3,000円 ※2,000円
カウンセリング ※院生相談員が担当する場合	1セッション	2,000円 ※1,000円
心理査定	1回につき	1,000円から
グループ・カウンセリング	1セッション	2,000円
コンサルテーション	1セッション	2,000円
スーパーヴィジョン	1セッション	5,000円

4. 追手門学院大学地域支援心理研究センター使用細則

〔2005年6月20日制定〕

（総則）

第1条 追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）の使用に関し、この細則を定める。

（利用資格者）

第2条 センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) センター所員
- (2) センター附属「心の相談室」の相談員
- (3) 追手門学院大学の教職員
- (4) 本学大学院心理学研究科心理学専攻の学生
- (5) センター長が許可した者

（利用時間）

第3条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) プレイルーム1．2・会議室・多目的室・スタッフルーム・面接室1．2．3．4．5・検査室・集団カウンセリング室は、平日は原則午前9時30分から午後6時までとする。なお、心の相談室の相談活動で使用する部屋（プレイルーム1．2・面接室1．2．3．4．5・検査室・集団カウンセリング室）は、緊急ケースの場合のみ心の相談室相談員会議との合意の上、センター長に許可を得ることで時間外使用を認めることがある。
- (2) 原則として、センター内に相談員と来談者が1対1で居ることはできない。

（利用施設）

第4条 センター内の施設は次のとおりとし、利用申請ができる施設は第3号とする。なお、利用については、センターの目的に応じた内容であることを原則とする。

- (1) 附属「心の相談室」で主に利用される相談室等
- (2) センター専任教員研究室
- (3) 会議室

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、センター所員会議（以下「所員会議」という。）が必要と認めた場合は、休館日に開館し、これ以外に閉館することができる。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開院記念日（5月29日）
- (4) 夏期、冬期の一斉休業日
- (5) 学位授与式及び入学式当日
- (6) 入学試験実施のために必要とする期間
- (7) 3月20日から4月8日までの年度末と年度初め

2 その他センター長が必要と認めた日は、臨時休館することができる。

(利用申請)

第6条 センター内の施設を使用しようとする者は、所定の願書を使用日の1週間前までにセンター長に提出しなければならない。

第7条 会議室の全学的及び定期的行事の使用は、他の使用に優先することがある。

第8条 第2条第1号から第4号に定める者以外の使用については、別に定める使用料を支払わなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合に限り、使用料を減免することがある。

(注意事項)

第9条 センターの施設を使用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 使用願書に記載された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用後は、備品を原状に戻しておくこと。
- (3) 設備の改変及び備品の移動を無断で行わないこと。
- (4) 掲示その他これに類するものは、センター長の許可を得た後に、掲示すること。
- (5) 館内では飲酒・喫煙しないこと。
- (6) センター内は土足厳禁とし、上履きに履き替えること。
- (7) 凶器、危険物等を搬入しないこと。
- (8) 喧騒にわたる行為をしないこと。
- (9) 入館時には、受付で所定の手続きをした後、入館証（名札）を受け取り、常時見える箇所に携帯すること。
- (10) センター内の情報（DVD、AV、CD）を館外に持ち出さないこと。

2 前項の注意事項を守らない場合は、入館を停止することがある。

(備品使用)

第10条 備品類を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより願い出なければならない。

(利用上の責任)

第11条 使用者が、故意又は過失により設備及び備品などを消失又は破損したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、事情によってセンター長はその額を減免することがある。

(利用上の管理)

第12条 鍵は、センター事務室において保管する。

(その他)

第13条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、所員会議がこれを定める。ただし、センターの使用に関する軽微な事項については、センター長が決定する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2015年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、2016年4月1日から施行する。

5. 追手門学院大学地域支援心理研究センター所員氏名

・所 員 (計10名)

溝 部 宏 二 (心理学部教授)

浦 光 博 (心理学部教授)

中 鹿 彰 (心理学部教授)

三 川 俊 樹 (心理学部教授)

馬 場 天 信 (心理学部教授)

永 野 浩 二 (心理学部教授)

竹 下 秀 子 (心理学部教授)

吉 村 晋 平 (心理学部准教授)

櫻 井 鼓 (心理学部准教授)

益 田 啓 裕 (心理学部講師)

6. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 紀要執筆要項

1. 原稿の構成

1) 掲載形態 (①②③のいずれか)

- ① 論文
- ② 研究ノート
- ③ 書評・内外学会動向

2) タイトル

日本語と英語

3) 執筆者名、所属名、連携機関

4) 本文・注・文献 (仕上がりはA4判)

2. 原稿の提出方法

1) 「MS-Word」のファイル (サイズはA4判) をUSBか電子メールに添付して送る。

2) 原稿は完全原稿とする。(※提出された原稿がそのまま印刷される。)

3. 表記

1) 字 体

【本 文】日本語：MS明朝体11ポイント、40文字×40行の書式設定

外国語：Times New Roman 11ポイント

【見出し】原則としてMS明朝体 (強調文字) 14ポイント

副 題：MS明朝体 (強調文字) 12ポイント

【注・参考文献】日本語：MS明朝体11ポイント

外国語：Times New Roman 11ポイント

2) 文中の表記

句読点は、原則として「,」「。」を使用し、新字、新カナを使用のこと。

また、ヨコ2段組みのため、句読点、カッコ、コロンなどはヨコ組の表記となる。

3) 用字用語、表記の統一

原則として、用字用語の統一は行わないので、各自で原稿中の統一をはかること。詳細については、日本心理学会「執筆・投稿の手引 (改訂版)」に基づき執筆すること。

4) 日本人以外の人名表記

人名は、原語表記とする。

5) 西暦・和暦、数詞

半角アラビア数字を使用すること。

6) 引用文献の表記方法

和書、洋書を分けずに、著者のアルファベット順に記載すること。

7) 論文中の写真・図形・表について

採用時には単独の形式で用意すること。

① 写 真：

デジタルカメラで撮影したものであれば、解像度350DPI以上のオリジナル写真。

データを標準的な画像フォーマット（JPEG）のファイルとして、またアナログ写真で撮影されたものであれば、紙焼きの形で用意のこと。

② 線画（線で構成されたグラフィックス）：

作画したオリジナルのCGソフトからEPS（Encapsulated Post Script）形式に変換したファイルを用意すること。

③ 表 組 み：

スキャン画像ではなく、作表した際に使用したソフトのファイル形式で用意すること。

7. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 紀要編集規程

〔2004年3月8日制定〕

（趣旨）

第1条 この規程は、追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）規程第15条に基づき、追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要（以下「紀要」という。）の編集の基本的事項等について定める。

（目的）

第2条 紀要は、センターの研究成果の発表を目的として、これを刊行する。

（編集委員会）

第3条 紀要の企画、原稿の募集及び編集は、追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行い、発行はセンターが行う。

2 委員会に編集委員長を置き、センター長がこれにあたる。

3 委員会に編集委員を置き、センター所員の中から選出された者2名がこれにあたる。

（執筆者の資格）

第4条 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は投稿とする。

(1) センターの構成員（所員、心のクリニック相談員、研究員、連携研究員、事務職員、研修研究員）に限る。ただし、依頼原稿、資料及び特集についてはこの限りではない。

(2) 追手門学院大学大学院生。ただし、大学院生が投稿する場合は、指導教員を通して論文を委員会に投稿し、審査の結果、論文の採否を決定する。

(3) 追手門学院大学大学院心理学研究科心理学専攻修了生が投稿する場合は、査読をするという条件のもと、論文を委員会に投稿し、審査の結果、論文の採否を決定する。

2 共著論文は、(1)がファースト・オーサーである場合に限る。

（原稿の要件）

第5条 紀要に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 他紙に未発表の原著論文等であること。（口頭発表、研究会等での発表を除く。）

(2) 完成原稿であること。

（原稿の採択）

第6条 執筆原稿の掲載については、委員会において決定する。

（紀要の発行）

第7条 紀要は、年1回の発行とし、毎年原稿募集締切日は11月末日、執筆期限は12月末日、発行日は3月末日とする。

(原稿の形式)

第8条 紀要に執筆する原稿の形式は、委員会が別に定める「地域支援心理研究センター紀要執筆要項」によるものとする。

(校正)

第9条 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。

2 執筆者が前項の規定に反した場合、第6条の規定を準用する。

(抜刷)

第10条 抜刷は、論文ごとに50部を贈呈し、増刷分の費用は申し込み者の負担とする。

(著作権)

第11条 紀要に掲載された論文の著作権は、追手門学院大学地域支援心理研究センターに帰属するものとする。

(ホームページへの掲載)

第12条 紀要に掲載された論文は、追手門学院大学地域支援心理研究センターのホームページに掲載するものとする。

(所管)

第13条 この規程の紀要の発行に関する事務は、センター事務室において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、センター運営委員会で行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。